

H30.9.20 未定稿

「青森市総合計画 基本構想」答申案（素案）

第1章 基本構想策定の趣旨・背景

1 基本構想策定の目的

青森市は、2005年4月、先人たちの努力により発展を遂げてきた旧青森市と旧浪岡町との合併により誕生し、2006年10月には青森県内初の中核市への移行を経て、北東北の拠点都市として、更なる発展を目指してまちづくりを進めてきました。

しかしながら、急激に進む人口減少や少子高齢化とそれらに伴う労働力人口の不足、全国各地で多発する大規模な自然災害を契機とした防災意識の高まり、情報通信技術の急速な進化など、本市を取り巻く社会経済環境は大きく変化してきています。

そこで本市では、このような環境変化に迅速かつ的確に対応するとともに、本市の真の緊急課題である人口減少に立ち向かうための新たなまちづくりの方向性として、多くの市民がこのまちで暮らし続けることができるようしごと創りなどに取り組むほか、持続可能な都市づくりを目指した多極型の「コンパクト・プラス・ネットワーク」の方針の下、10年後の将来を見据え、本市のまちづくりを総合的・計画的に進めるため、新たな総合計画を策定します。

2 基本構想の目標年次

2019年度を初年度とし、目標年次を10年後の2028年度とします。

3 本市の地域資源

[人口・面積等]

2015年国勢調査によると、本市の人口は287,648人、世帯数は118,234世帯となっています。行政区域面積は824.61平方キロメートルで、そのうち約70%は森林となっています。

[陸奥湾・八甲田などの自然]

本市は、北部は陸奥湾に面し、東部と南部には奥羽山脈の一部をなす東岳山地から八甲田連峰に、西部は梵珠山を含む津軽山地から津軽平野へ連なるなど、雄大な自然に囲まれています。

[温泉]

「浅虫温泉」や八甲田地区の温泉に代表される豊富な温泉は、市民の健康増進に役立っているとともに、重要な観光資源の一つとなっています。

[特産品]

全国的に有名な「りんご」のほか、「カシス」、「バサラコーン」、海産物では、「ホタテ」や「ナマコ」、「ホヤ」、工芸品では「ガラス工芸」、「こぎん刺し」など、魅力ある特産品を豊富に有しています。

[祭・伝統芸能]

日本を代表する火祭りであり、国の重要無形民俗文化財に指定されている「青森のねぶた」や、中世の豪族北畠氏にちなんだ「浪岡北畠まつり」などの祭、地域に受け継がれてきた「獅子踊」などの民俗芸能や郷土芸能を有しています。

[史跡]

日本最大級の縄文集落跡として国の特別史跡に指定されている「三内丸山遺跡」と大型環状列石を主体とする「小牧野遺跡」のほか、壕と土塁に囲まれた平安時代の集落跡である「高屋敷館遺跡」、中世城館である「浪岡城跡」を有しています。

[産業構造]

古くから港町、商都として発展を遂げてきた商いの街であり、2015年度における市内総生産の割合では、第1次産業が0.7%、第2次産業が9.5%、第3次産業が89.8%となっており、第3次産業に特化した産業構造になっています。

[高等教育機関]

市内には、6つの高等教育機関（4年制大学4校、短期大学2校）があり、相互の密接な連携と協力により、地域の課題を分析・研究し、地域の活性化に取り組むとともに、住みよいまちづくりを進めるための連携協定を市と締結しています。

[都市基盤]

青森県の行政・経済、医療・福祉の中心都市としての都市機能が集積しています。また、東北新幹線新青森駅、青森空港、青森港、東北自動車道などを有する交通の要衝であり、陸・海・空の交通結節点として、高い拠点機能を有しています。

4 本市の直面する諸課題

我が国の人口は、2008年をピークに減少局面に入っており、2017年10月1日現在の総務省「人口推計」によると、1億2,670万6千人で、7年連続の減少となりました。

また、本市の人口も、国勢調査によると、2000年の318,732人をピークに減少が続いており、2015年は287,648人となっています。将来推計人口では、総合計画の目標年次である2028年には、2015年と比較して約4万1千人の減少となり、この傾向はさらに続くことが見込まれています。

本市が、今後まちづくりを進めるに当たっては、現在置かれている状況や、人口減少の影響及びこれに伴う社会経済環境の変化等、次のような課題を踏まえて考えていく必要があります。

(1) 魅力ある仕事や労働力の不足

我が国の経済は、景気が緩やかに回復する一方で、企業の人手不足感が高まっている状況にあります。今後、経済のグローバル化が進展するとともに、AI・IoTなどの技術革新によって、産業構造や雇用環境などが大きく変化していくことが予想されます。

本市においては、主に進学や就職を契機とした若年層の市外流出による人口の社会減が継続しており、魅力ある仕事が不足していることがその要因の一つと考えられます。

また、人口減少・少子高齢化により生産年齢人口の一段の減少が見込まれる中、労働力の不足が懸念されます。

(2) 少子化の進展

我が国においては、2017年の合計特殊出生率は1.43と2年連続で低下しており、出生数は約94万6千人と統計開始（1899年）以降で最小となっています。

本市における合計特殊出生率は、2017年は1.40と国よりも低水準であり、また、非婚化・晩婚化の進展、若年層の市外流出による子どもを産む世代の減少などが相まって出生数が減少しています。

また、国の調査結果では、子育てに何らかの負担・不安を感じていると回答している者の割合が7割を超えており、県の調査結果では、理想の子ども数より、予定の子ども数が少ない理由として、子育てにかかる経済的、心理的・肉体的負担が重いと回答している者の割合が高くなっています。

(3) 多様化する地域課題・地域活力の維持

人口減少・少子高齢化の進展や生活様式の変化などに伴い、多様化・複雑化する地域課題等に適切に対応していくためには、行政が中心となった取組だけでは限界が生じています。

また、国では、将来の自治体運営を見据えて、圏域単位で、あるいは圏域を越えた都市・自治体間で有機的に連携することで、人々の暮らしやすさを保障していく広域連携の重要性について議論されています。

(4) 高齢化の進展・短命市

我が国の高齢化率は、2017年で27.7%に達しており、高齢化が空前の速度と規模で進展しているとともに、平均寿命は、2017年で男性81.09歳、女性87.26歳と年々延びており、今後ますます延伸していくことが見込まれています。

一方、本市の高齢化率は、2017年で29.3%と全国平均よりも高く、また、平均寿命は、男性が2010年に全国ワースト4位を記録し、2015年は男性78.9歳、女性85.7歳と、ともに全国市区町村の中でも下位に位置する短命市と言えます。

また、本県の健康寿命を見ると、2016年現在で男性71.64歳、女性75.14歳と、いずれも本市の平均寿命と比較すると10年前後の乖離があります。

(5) 多発する自然災害・空家等の増加

2011年の東日本大震災、2018年の北海道胆振東部地震のほか、近年、全国各地で発生している大規模地震や局地的な集中豪雨とそれに伴う土砂災害、予期せぬ降雪による被害など、全国的に見て大規模な自然災害が多発しており、本市でも発生しないとは限りません。

また、我が国の空家数は、2013年には、5年前より約63万戸増の約820万戸で空家率13.5%となっています。一方、本市の空家数は、2013年には、5年前より1,390戸増の20,830戸で空家率15.4%となっており、空家数は国と同様増加しているものの、空家率は国を上回っています。

(6) 地球温暖化や海洋汚染など

温室効果ガスの排出による地球温暖化の進行、海洋ごみによる海洋汚染など、持続可能な社会の形成に向けた自然環境の保全は世界的な課題となっています。

また、我が国においては、耕作放棄地や手入れの行き届かない森林が自然環境に悪影響を及ぼしており、本市においても同様に課題となっています。

第2章 まちづくりの目標

1 将来都市像

『市民一人ひとりが挑戦する街』

本市では、長期的な人口減少の進行と少子高齢化の進展が見込まれていることから、人口減少・少子高齢化が引き起こすさまざまな環境変化や社会・経済面における影響を抑制し、持続可能なまちづくりを進めるため、行政・経済、医療・福祉の中心都市でありさまざまな都市機能を有する県都として、本市が古くから港町・商都として発展してきた経緯や、豊かな地域資源などを活かしながら、まちの活力は、常に新しいことへの挑戦から生まれるとの認識のもと、あらゆる分野において市民一人ひとりが挑戦する街を目指します。

2 まちづくりの基本視点

本構想に掲げた将来都市像の実現のため、次の6つの基本視点に立ってまちづくりを推進します。

また、『青森市民憲章(2005年4月制定)』をはじめ、『非核・平和のまち宣言(1986年9月、旧浪岡町宣言)』、『平和都市宣言(1990年7月、旧青森市宣言)』、『「男女共同参画都市」青森宣言(1996年10月、旧青森市宣言)』の趣旨は、まちづくりの重要な理念・視点として、あらゆる施策の推進に当たって尊重します。

(1) 産業創出と担い手の確保

経済のグローバル化やICTの進化による様々な変化に対応し農業を含む様々な分野において、AI、IoTなどを活用したイノベーションにより新たな価値を生み出し、生産性の向上を実現するとともに、地域資源や特性を活かした産業を創出します。

また、生産基盤や経営体質の強化を図り、安全・安心で質の高い製品を作り、育て、域内外に売り込む「攻めの農林水産業」を展開するとともに、国際観光都市として、交通結節点である強みを活かし、外国人旅行者の誘客の強化を図ることで交流人口の拡大につなげ、経済的な波及効果を最大限に獲得します。

これらにより、若者をはじめとした多くの市民がこの街で暮らしていける環境を確保します。

(2) 未来を支える人材の育成

本市の未来を担う子どもたちが、元気に生まれ、育つことができる環境づくりや、出産・子育てに不安を感じることなく安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めるとともに、確かな学力・豊かな人間性・健やかな体など「生きる力」を育成する教育環境づくりを進めます。

また、2020年に開催される「東京オリンピック・パラリンピック」、2025年に開催予定の「第80回国民スポーツ大会」などを契機とした地域スポーツの活性化や、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録に向けた盛り上がりを契機とした文化・芸術の振興、市民誰もが知識や技能を学び、社会で活かせる環境づくりを進めることで、本市の未来を支える人材の育成を進めます。

(3) 連携の推進・安心な地域社会づくり

地域における多様化・複雑化する課題の解決や日常生活を維持するため、市民や町会等の地域コミュニティ、ボランティア、NPOをはじめとする市民活動団体などさまざまな主体による地域内連携を進め、地域の個性と魅力を活かしながら、安全・安心に暮らすことができる環境づくりを図るとともに、全ての市民が社会の一員として互いを尊重し、認め、支え合い、ともに安心して暮らすことができるような地域社会づくりを進めます。

また、地域活力の維持確保・地域経済活性化などのための複数市町村による広域連携や、都市間での経済・スポーツ・文化交流など、連携によるまちづくりを推進します。

(4) 生涯現役の推進

今後ますます増加していくことが見込まれている高齢者が安心して暮らすことができる環境づくりや、平均寿命が年々延び続けている中であって、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できるよう、生活習慣病の予防、禁煙対策、各種健康診査・がん検診等の受診率向上による疾病の早期発見などにより、健康寿命の延伸を進めます。

また、地域で共に支え合い助け合う環境づくりを進めることで、高齢者や障がい者であっても、あらゆる市民が、いつまでも住み慣れた地域で生きがいを持って心身とも健康に暮らし、生涯現役として活躍することができるまちづくりを進めます。

第3章 施策の大綱

本構想に掲げた「将来都市像」の実現に向けた取組を、体系的・総合的に推進するため、6つの分野ごとに施策の大綱を定めます。また、それぞれ関連がある施策分野については、施策による成果を最大限発揮できるよう相互に連携しながら取り組んでいきます。

1 しごと創り

- 若者をはじめとした多くの市民がこのまちで暮らしていける環境をつくるため、「産業の振興・雇用対策の推進」「農林水産業の振興」「観光の振興・誘客の推進」に取り組みます。

<施策の方向性>

(1) 産業の振興・雇用対策の推進

若者等の起業・創業や、地元企業による新たな領域での事業展開、第二創業など、地域資源や特性を活かした新ビジネスへの挑戦を促進するとともに、生産性向上の取組などを通じた経営基盤の強化を促進するほか、地域特性に応じた個性と魅力ある商店街づくりを促進します。

また、地域ニーズに対応した多様な企業の立地等を促進するほか、若者等の地元就職や誰もが安心して働くことができる雇用環境づくり等を促進します。

(2) 農林水産業の振興

豊かな自然に育まれた安全・安心な市産農林水産品の販路拡大に向けて、地域ブランド化や高付加価値化に積極的に取り組むとともに、販売力を強化します。

また、担い手の確保・育成を進めるとともに、新技術の導入や経営の多角化などにより、農林水産業の経営の体質強化を図るほか、農林水産業の生産基盤である農地や森林、漁港などの適正な管理やその有効活用を通じて、優良農地の確保や森林などがもつ多面的機能の維持・発揮と水産資源の保護を図ります。

(3) 観光の振興・誘客の推進

広域的な連携などによる戦略的なプロモーションを通じて、交流人口の拡大を図ります。

また、自然、歴史・文化・芸術、食などの地域特性を活かした魅力づくりを進め

ることにより、観光地としてのブランド力の向上を図るほか、近年増加している外国人観光客をはじめとする国内外の観光客への受入態勢の強化を図ります。

2 ひと創り

○将来を担う世代を育むとともに、市民が生涯を通じて学び、地域や社会で活かせるよう、「子ども・子育て支援の充実」「教育の充実」「スポーツの推進」「文化・芸術の推進」に取り組みます。

<施策の方向性>

(1) 子ども・子育て支援の充実

安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠期から子育て期まで切れ目がなく、多様なニーズに応じたきめ細かな子育て支援を推進します。

また、子どもが身近な地域の中で安全・安心に過ごすことができる環境づくりを進めるとともに、心を育む指導や体験活動の充実などを通じて、子どもが自ら考え、主体的に活動できる環境づくりを進めます。

(2) 教育の充実

学校を取り巻く状況の変化に対応しながら、安全・快適で質の高い教育を受けることができる教育環境づくりや、学校・家庭・地域一体で子どもを育む環境づくりを進め、子どもの「生きる力」の育成を図るほか、子どもの発達や学びの連続性を保障し、全ての子どもが安心して学ぶための支援体制の充実・強化を図ります。

また、関係団体等が連携し、青少年の健全育成を支援するほか、市民誰もが生涯にわたり、知識や技能を学び、地域や社会で活かすための環境の充実を図ります。

(3) スポーツの推進

年間を通じて、市民誰もがスポーツに親しめる環境づくりを進めることで、本市のスポーツ人口を増加させるとともに、スポーツを通じた交流人口の拡大により、地域活性化を図ります。

また、官民連携により、選手の育成と指導者の確保を進めることで、競技力の向上を図ります。

(4) 文化・芸術の推進

市民が文化芸術に身近に触れ合うことができる環境づくりを進めるとともに、文化芸術に対する子どもたちの関心を喚起することや後継者の育成を図ることで、次世代へ継承します。

また、文化財を適正に保存・管理していくとともに、観光資源として活用を図ります。

3 まち創り

○誰もが住み慣れた社会で安全で快適に暮らすことができるよう、「地域内連携・広域連携の推進」「安全・安心な市民生活の確保」「ユニバーサル社会の形成」に取り組めます。

<施策の方向性>

(1) 地域内連携・広域連携の推進

若い世代をはじめとした地域活動の担い手の育成を支援するとともに、多様な主体の連携・協働により、多様化・複雑化する地域課題の解決を図り、地域の個性を活かしたまちづくりを進めます。

また、生活圈や経済圏が密接に結びつく地域や共通の資源を持つ近隣地域との広域連携を推進することで、地域活力の維持・向上を図るとともに、青函交流をはじめとした国内外の都市との交流を推進します。

(2) 安全・安心な市民生活の確保

幼児から高齢者までの各世代に応じた交通安全意識の啓発と市民の参加・協働による交通安全活動を推進するとともに、交通安全施設等の充実を図ります。

また、地域防犯団体の担い手を確保するとともに、犯罪に関する広報活動や警戒活動等を展開し、地域の防犯意識の高揚を図るほか、消費者の安全・安心の確保のため消費者教育・啓発活動を推進します。

(3) ユニバーサル社会の形成

全ての人が互いに支え合いながら対等に参画できる、男女共同参画社会の形成を促進します。

また、年齢、国籍、障がいの有無に関係なく、誰もが社会の一員として互いを尊

重し、認め、支え合い、共に生きる社会の形成を図るとともに、平和の尊さを若い世代に伝えていきます。

4 やさしい街

○心身ともに健康で、互いに支え合いながら、安心して生きがいを持って暮らすことができるよう、「保健・医療の充実」「高齢者福祉の充実」「障がい者福祉の充実」「暮らしを支える福祉の充実」に取り組みます。

<施策の方向性>

(1) 保健・医療の充実

市民の更なる健康寿命の延伸に向け、ヘルスリテラシーの向上を図り、生活習慣病の予防と各種健康診査・がん検診等の受診率向上等に戦略的に取り組むとともに、自殺の予防を含めたこころの健康づくりを進めます。

また、感染症の予防とまん延防止対策を進めるとともに、必要なときに安心して適切な医療を受けることができる環境づくりを進めます。

(2) 高齢者福祉の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した暮らしができるとともに、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保され、生きがいを持って社会参加できる環境づくりを進めます。

また、介護を必要とする高齢者が介護保険サービスを安心して利用できる環境づくりを進めます。

(3) 障がい者福祉の充実

障がい及び障がいのあるかたに対する市民の理解を深め、障がいのあるかたが地域で安心した暮らしができるとともに、ニーズに応じた福祉サービスを受けることができる環境づくりを進めます。

また、障がいのあるかたの就労の促進や雇用率の向上を図り、生きがいを持って社会参加できる環境づくりを進めます。

(4) 暮らしを支える福祉の充実

地域福祉の担い手の育成・確保を進めるとともに、社会福祉協議会やNPO、ボラ

ンティアなど多様な主体と連携しながら、地域で共に支え合い助け合う体制の充実を図ります。

また、関係機関と連携した自立相談支援等を通じて、生活困窮者の自立を促進します。

5 つよい街

○災害や雪に強く、機能的で快適な環境をつくるため、「防災体制・雪対策の充実」「土地利用・都市景観の形成」「交通インフラの充実」に取り組みます。

<施策の方向性>

(1) 防災体制・雪対策の充実

災害時において、市民の生命と財産を守るため、自助・共助・公助による官民一体となった地域防災体制の強化を図るとともに、災害に強い都市基盤整備を進めます。

また、地域・除排雪事業者・行政が連携し、効果的・効率的な除排雪を推進するとともに、市民が共に支え合い助け合う持続可能な雪対策を促進するほか、空家等の適正な管理を促進します。

(2) 土地利用・都市景観の形成

適正な土地利用を推進するとともに、公共交通ネットワークとの連携と医療・商業等の都市機能の立地の促進により、コンパクトな複数の拠点づくりを進めます。

都市景観に関する意識醸成や緑化活動の推進などにより、市民・事業者・行政が一体となって、豊かな自然環境と調和した良好な都市景観の形成を図ります。

また、地域特性に応じた良好な居住環境の形成を推進するとともに、多様な居住ニーズに対応できる環境づくりを進めます。

(3) 交通インフラの充実

道路、鉄道、空港、港湾それぞれの機能充実と連携強化を図るほか、都市づくりと連携しながら、公共交通機関の相互連携や利便性の向上により、将来にわたって持続可能な公共交通ネットワークの形成を図ります。

また、年間を通じて誰もが安全で快適に移動することのできる道路交通環境の確保を図ります。

6 かがやく街

○豊かな自然を次世代に引き継ぐため、「豊かな自然環境の保全」「快適な生活環境の確保」「廃棄物対策の推進」に取り組みます。

<施策の方向性>

(1) 豊かな自然環境の保全

自然環境を守り育てる活動の充実や自然保護意識の醸成によって、自然環境の保護を図るとともに、陸奥湾資源の保全のため陸奥湾沿岸市町村や関係団体と一体となった環境保全への取組を推進します。

また、再生可能エネルギー等の普及促進、省エネルギー行動の推進などにより、温室効果ガス排出量の削減を図り、地球温暖化対策を推進します。

(2) 快適な生活環境の確保

汚水処理に係る水洗化の促進や下水道施設等の機能確保などにより、公共用水域の水質を保全し、衛生的な生活環境の確保を図ります。

また、環境基準の達成状況の調査や事業者への指導などの公害監視活動を継続するほか、食品衛生・生活衛生対策の推進、犬や猫をはじめとするペットへの愛護意識の高揚及び適正飼養の意識啓発を図ることなどにより、衛生的な生活環境の確保を図ります。

(3) 廃棄物対策の推進

家庭や事業所から出るごみの減量化・資源化に向けた効果的な取組を推進するとともに、意識啓発の強化などを図ります。

また、不法投棄をなくすため、廃棄物の適正処理に関する啓発活動を積極的に推進するとともに、関係機関と連携しながら、不法投棄をさせないための環境づくりなど、廃棄物対策を推進します。

第4章 推進体制

本構想に掲げた「将来都市像」の実現のための各施策を推進するため、次の基本的な姿勢に立って市政運営を推進していきます。

(1) 行財政改革の推進

ICT や身近な公共施設などを有効活用するとともに、民間活力の活用などにより、住民ニーズに対応した行政サービスの効果的・効率的提供を進めます。

(2) 人材育成の推進

行政課題に的確に対応し、市民の期待に応え、事務事業の改革・改善に主体的かつ積極的に挑戦する人材の育成と、組織風土づくりを推進します。

(3) 持続可能な財政運営

将来にわたって安定した行政サービスを提供していくため、国の経済財政運営の動向や市の財政状況に留意しながら、持続可能な財政運営を行います。

(4) 市民ニーズの把握と分かりやすい情報提供

多様化・複雑化する地域課題を把握し、市政運営の参考とするため、地域の意見を聴く機会の提供に努めるとともに、分かりやすい情報提供を行います。

「青森市総合計画 基本構想」答申案（素案）における第1章から第4章の相関表

第1章 本市の直面する諸課題		人口減少																			
		(1) 魅力ある仕事や労働力の不足			(2) 少子化の進展			(3) 多様化する地域課題・地域活力の維持			(4) 高齢化の進展・短命市			(5) 多発する自然災害・空家等の増加			(6) 地球温暖化や海洋汚染など				
第3章 施策の大綱		1 しごと創り			2 ひと創り			3 まち創り			4 やさしい街			5 つよい街			6 かがやく街				
		産業の振興・雇用対策の推進	農林水産業の振興	観光の振興・誘客の推進	子ども・子育て支援の充実	教育の充実	スポーツの推進	文化・芸術の推進	地域内連携・広域連携の推進	安全・安心な市民生活の確保	ユニバーサル社会の形成	保健・医療の充実	高齢者福祉の充実	障がい者福祉の充実	暮らしを支える福祉の充実	防災体制・雪対策の充実	土地利用・都市景観の形成	交通インフラの充実	豊かな自然環境の保全	快適な生活環境の確保	廃棄物対策の推進
「将来都市像」 市民一人ひとりが挑戦する街	第2章 まちづくりの基本視点																				
	(1) 産業創出と担い手の確保	◎	◎	◎													○				
	(2) 未来を支える人材の育成				◎	◎	◎	◎													
	(3) 連携の推進・安心な地域社会づくり	○		○	○	○			◎	◎	◎		○	○	○	○			○		
	(4) 生涯現役の推進					○						◎	◎	◎	◎						
	(5) 持続可能な都市づくり															◎	◎	◎			
	(6) 自然環境の保全	○	○	○															◎	◎	◎
	第4章 推進体制	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

◎…「第2章 まちづくりの基本視点」を基に整理した施策の方向性
○…上記以外で、「第2章 まちづくりの基本視点」に関連がある施策の方向性